

# 違反対象物公表制度

平成30年4月1日から 違反対象物公表制度をはじめます！

## ▽ 違反対象物公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を宗像地区消防本部のホームページに掲載することにより公表する制度です。

## ▽ 公表の対象となる防火対象物は

劇場や映画館、集会場、飲食店・物品販売店舗、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

## ▽ 公表対象となる違反内容

消防法により、建物に設置することが義務付けられた消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないものです。

## ▽ 公表する内容は

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容 ④その他消防長が必要と認める事項

## ▽ 公表の方法は

宗像地区消防本部ホームページへの掲載 ( 次のページから確認できます。 )

## ▽ 公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に消防法令違反を通知した日から30日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。なお、違反事項が改善されれば公表は取りやめます。

### 【建物関係者の方へ】

次のような場合には、消防用設備等の設置義務が発生し、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に消防本部予防課にご相談ください。

1. 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
2. 劇場や映画館、集会場、飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途に変更する場合やこれらが新たに入居する場合
3. 荷物や棚などで窓をふさいだり、窓に防犯や目隠しのためのシール等を貼る場合

※ 現在、公表の対象となる防火対象物はありません。

様式第4号

## 公 表 一 覧 表